

次期愛知県障害者計画（案）の概要について

1 計画策定の趣旨・位置付け

障害者基本法第11条第2項の規定に基づく、「都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画」（都道府県障害者計画）として位置付ける。

（1）目的

全ての県民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施するために策定する。

（2）経緯

「21世紀あいち福祉ビジョン」（平成13～22年度）、「あいち健康福祉ビジョン」（平成23～27年度）を「愛知県障害者計画」として位置付けており、引き続き、現在、策定を進めている、健康福祉全般にわたる将来の本県健康福祉のあるべき姿やライフステージに応じた切れ目のない施策の方向性を示す「あいち健康福祉ビジョン2020（仮称）」（平成28年3月策定予定）の障害者支援に係る記載部分を「愛知県障害者計画」とする。

<参考>

| 障害者計画(障害者基本法) | | | 障害福祉計画※1(障害者総合支援法) | | |
|-------------------------|---------|-----------|--------------------|------|---------|
| 区分 | 策定年度 | 計画期間 | 区分 | 策定年度 | 計画期間 |
| 21世紀あいち福祉 ビジョン | 11～12年度 | 13～22年度※2 | 第1期 | 18年度 | 18～20年度 |
| | | | 第2期 | 20年度 | 21～23年度 |
| あいち健康福祉ビジョン | 21～22年度 | 23～27年度 | 第3期 | 23年度 | 24～26年度 |
| | | | 第4期 | 26年度 | 27～29年度 |
| あいち健康福祉 ビジョン2020（仮称） | 27年度 | 28～32年度 | | | |

※1 「障害福祉計画」は、障害者総合支援法を根拠とし、障害者施策のうち障害福祉サービス等の提供体制の確保に関することを定める計画。

※2 平成16年の障害者基本法の改正を受け、「21世紀あいち福祉ビジョン」を「愛知県障害者計画」と位置付けた。

2 目標年次

団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）を展望し平成32年（2020年）を目標とする。

計画期間：平成28年度～平成32年度【5年間】

3 計画の基本的な考え方・・・(あいち健康福祉ビジョン 2020 (仮称) (案) より)

(1) 基本理念

ともに支え合う安心・健やかで幸せなあいち

～「あいち^{けんこう}健幸社会」*の実現

※現行ビジョンの基本理念を引き継ぐ。

誰もが健やかで幸せに暮らせる社会を「健幸社会」と名付ける。

(2) めざすべき健康福祉社会

(5年後、10年後のめざすべき愛知の健康福祉社会の姿は次のとおり)

子ども、若者、女性、高齢者、障害のある人など、すべての人が活躍する「人が輝くあいち」

障害のある人のめざすべき具体的な状況

- 障害の有無にかかわらず、等しく個人として尊重され、生涯を通じて地域で安心して生活できる。
- 社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる。
- 意思疎通のための手段、情報の取得等のための手段についての選択の機会が確保されている。

4 計画の施策体系

別紙のとおり

※ あいち健康福祉ビジョン 2020 (仮称) の第4章「IV 障害者支援 ～身近な地域で共に暮らせる新しい社会に向けて～」より

5 ビジョンの推進・・・(あいち健康福祉ビジョン 2020 (仮称) (案) より)

- ビジョンは、包括的な視点で健康福祉分野全体の施策の方向性を示し、各個別計画と一体となって福祉、保健、医療に関する様々な取組を推進する。
- 各個別分野においては、ビジョンで示された方向性を踏まえながら、具体的な施策・取組を展開し、各個別計画で定める目標により進行管理していく。
- ビジョンは、県庁内の「健康福祉ビジョン推進本部」において年次レポートを作成し、ビジョンに示されている施策の進捗状況や新たな課題に対する取組の方向性を明らかにしていく。また、愛知県障害者施策審議会、社会福祉審議会及び医療審議会において、年次レポート作成に当たり意見を聞くこととする。

<参考> 障害分野の個別計画

○第4期愛知県障害福祉計画 【計画期間：平成27(2015)年度～平成29(2017)年度】から抜粋

| 項目名 | 現状(直近) | | (参考)計画の目標 | |
|-----------------------------------|----------|------|-----------|---|
| | 時点 | 数値等 | 時点 | 数値等 |
| 福祉施設入所から地域生活への移行 | H18～26年度 | 587人 | H27～29年度 | 1,117人 ※1 |
| 入院中の精神障害者の地域生活への移行(入院後1年経過時点の退院率) | H26年度 | - | H29年度 | 91% |
| 地域生活支援拠点等の整備 | H26年度 | - | H29年度 | 各市町村又は各障害保健福祉圏域において、地域生活支援拠点等を少なくとも一つ整備する |
| 福祉施設から一般就労への移行 | H26年度 | 849人 | H29年度 | 1,178人 |

※1:1,117人(a+b) a:第3期計画末の未達成見込 734人、b:平成25年度末未達成数を除く平成25年度施設入所者数の12% 383人